

- (ア) 低学年からの計画的、組織的な進路指導を通し進路意識の育成に努めること。
 - (イ) ロングホームルームにおける進路指導の充実を努めること。
 - (ウ) 日常の接触や諸調査・諸検査を通して、生徒の能力・適性・進路の希望等を的確に把握すること。
 - (エ) 生徒の自己理解の促進に努めること。
 - (オ) 進路に関する情報や資料の収集に努めるとともに、その効果的な活用を図ること。
 - (カ) 組織的・計画的な進路相談の充実を努めること。
 - イ 研究学校を指定し、研究実践の推進を図った。
 - ④ 産業教育の充実を図る。
 - ア 産業教育の改善・充実、並びに情報処理教育の推進に努めた。
 - (ア) 体験入学の学習内容の質的改善・充実を努めた。
 - (イ) 職業学校・学科の理解を促進するため、紹介用パンフレットを作成配布した。
 - (ウ) 情報処理教育の充実のため、教員研修を充実した。
 - (エ) 産業教育関係機関との連携により、産業教育の振興に努めた。
- (4) 教職員の資質の向上と学校管理運営の充実
- ① 現職教育の充実
 - ア 校内における研修体制の充実改善を図った。
 - イ 研究会、講習会等への積極的参加を促進し、指導力の向上を図った。
 - ウ 自己研修の充実により、教職員の能力が効果的に発揮されるように努めた。
 - ② 学校管理運営の適正化
 - ア 適正な学校運営の努力目標を定め、その到達度を客観的に評価できるように努めた。
 - イ 管理者が学校管理運営について積極的に指導助言を行うように努めた。
 - ウ 諸表簿の整理と保管、設備・備品の管理と活用については、適正に行われるように努めた。
 - エ 学校事務の責任分担を明確にし、正確、敏速、円滑に処理するように努めた。
 - オ 各種調査報告について、厳正、的確に作成し、期限の厳守に努めた。
 - ③ 勤務体制の確立
 - ア 教職員の勤務内容を明確にし、その実績について客観的に評価できるようにした。
 - イ 最終退職者と宿日直代行員は、出退勤時に学校管理状況の引継ぎを確実にを行うように指導した。
 - ④ 使命感の高揚
 - ア 教育公務員としての使命感に徹し、規律と責任ある態勢を整え、教育能率の向上に努めた。
 - イ 教育公務員としての立場を自覚し、いっそう事故防止に努め、社会的信用を失墜することのないようにした。
 - ウ 絶えず自己研修に努め、豊かな知性を養い、指導力を高め、職責をじゅうぶん果たせるようにした。
- (5) 教育環境の整備充実
- ① 学習環境の整備充実
 - ア 環境整備については、方針を確立し、年次計画による充実を図った。
 - イ 学習環境を整備し、学習意欲の高揚を図った。
 - ウ 施設・設備の管理と運営の適正化を図った。
 - ② 学校事故防止の徹底
 - ア 安全教育の計画的実施と、事故防止を配慮した環境の整備改善に努めた。
 - イ 学校事故、教職員事故の防止については、適切な対策を樹立し、事故の絶無を期した。
 - ウ 指導・管理の充実を図るため、関係機関、団体等との連携を密にして協力態勢の確立に努めた。
- (6) 公立高等学校入学者選抜
- ① 基本方針
 - 昭和61年度福島県公立高等学校入学者選抜における基本方針
 - ア 一般選抜
 - 入学者の選抜は、中学校長より提出された調査書、選抜のための学力検査の成績及び選抜のための面接等を資料として、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して行うこととする。
 - (ア) 中学校長より提出する調査書は、厳正、公平に作成する。
 - (イ) 高等学校においては、調査書を十分に尊重する。
 - (ウ) 学力検査問題の出題は、中学校学習指導要領に基づき、適正なものとする。
 - (エ) 学力検査を実施する教科は、従前通り、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とする。
 - イ 推薦選抜
 - 入学者の選抜は、中学校長より提出された調査書、推薦書及び選抜のための面接等を資料として、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適正等を総合的に判定して行うこととする。
 - ② 入学者選抜実施要綱の改訂事項
 - ア 調査書の「行動及び性格の記録」は、各項目をA・B・Cの3段階評定をすることにした。
 - イ 調査書の「特別活動等の記録」は、各項目をA・B・Cの3段階評定をし、さらに総合評定をして第3学年在籍者数の30%以内でA標示をすることにした。
 - ウ 定時制の課程において、年齢18歳以上の者については、学力検査を免除することができることにした。
 - エ 学校配点を導入し、県教委は各教科の満点を50点とし、各問ごとの標準配点を示すが、各高等学校は生徒の実態や問題の難易度等に応じて、各問ごとの配点を行うことができることにした。
 - オ 傾斜配点を導入し、理数科においては数学、理科の学力検査成績に傾斜配点することができることにした。ただし、当該教科の満点は100点を越えないものとすることにした。
 - カ 調査書と学力検査成績の取り扱いについては以下のようにすることにした。
 - (ア) 調査書について